

議案第8号

紫波町地域支援事業サービス手数料条例を廃止する条例

紫波町地域支援事業サービス手数料条例（平成18年紫波町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月2日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、地域支援事業のサービスの手数料を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。